

■ 事業区分選択時の注意事項

- ・ 主とする事業について選択して下さい。
- ・ 複数選択も可能ですが、同時に選択できる組み合わせには一部制限があります。

[想定される複数選択のパターン例]

- プラスチック製品製造事業者と排出事業者 : プラスチック製品を製造しており、製造過程で廃プラスチック類を排出する。
- 産業廃棄物処分事業者とその他リサイクラー : 廃プラスチック類を産業廃棄物としても、有価物としても扱っている。

- ・ 利用申請での情報登録後の変更は、事務局への連絡が必要になります。

事業内容の変更等で事業者区分の変更が必要な場合は、事務局への連絡をお願い致します。

■ 各事業区分の説明

大項目	事業区分	説明
排出事業者	排出事業者	廃プラスチック類を排出する事業者。
リサイクラー	産業廃棄物処分事業者	廃プラスチック類を産業廃棄物として処理する事業者。 産業廃棄物処分業許可証を有していること。
	コンパウンダー	廃プラスチック素材に添加剤や着色剤などを配合し、加工して販売する事業者。
	その他リサイクラー (有価物として処分を行う者)	産業廃棄物処分事業者、コンパウンダーどちらにも当てはまらないリサイクラー。 廃プラスチック類を有価物として処理する事業者もこの区分となる。
再生材 利用事業者	プラスチック製品製造事業者	再生材を活用して、プラスチック製品を製造している事業者。
	RPF利用事業者	RPFを購入し燃料として利用する事業者。
分析事業者	分析事業者	廃プラスチックや再生材などの物性・化学構造・成分などを分析する事業者。